

小平市個人情報保護 制度事務の手引

令和5年4月

小平市総務部総務課

目 次

第1章 総則

第1 法の適用	9
第2 法と法律施行条例との関係	9
第3 定義等	9
3-1 個人情報	(10)
3-2 個人識別符号	(12)
3-3 保有個人情報	(16)
3-4 個人情報ファイル	(18)
3-5 要配慮個人情報	(19)
3-6 本人	(24)
3-7 個人関連情報	(24)
3-8 行政機関等	(25)
3-9 行政機関の長等	(25)
3-10 市の機関	(26)

第2章 個人情報等の取扱い

第4 保有に関する制限	28
4-1 保有に関する制限	(28)
第5 取得及び利用の際の遵守事項	29
5-1 利用目的の変更	(29)
5-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示	(30)
5-3 不適正な利用の禁止	(32)
5-4 不適正な取得の禁止	(33)
5-5 正確性の確保	(33)
第6 安全管理措置等	34
6-1 安全管理措置	(34)
6-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置	(34)
6-1-2 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用	(36)
6-2 従事者の義務	(37)
第7 漏えい等の報告等	38
7-1 委員会への報告	(38)
7-2 本人への通知	(46)
第8 利用及び提供の制限	49

8-1	利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則	49
8-2	例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合	50
8-3	他法令との適用関係	53
8-4	行政機関等の内部における利用の制限	54
8-5	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	54
第9	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供	55
9-1	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供	55
9-2	同意取得時の情報提供	56
9-3	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等	57
第10	個人関連情報の取扱い	59
10-1	個人関連情報の取扱い	59

第3章 個人情報ファイル

第11	個人情報ファイル	61
11-1	個人情報ファイル簿の作成及び公表	61

第4章 保有個人情報取扱事務の届出

第12	保有個人情報取扱事務の届出	65
12-1	保有個人情報取扱事務の届出	65
12-2	届出事項の公示及び閲覧	68

第5章 開示、訂正及び利用停止

第13	開示	69
13-1	開示請求	69
13-2	開示請求の手続	70
13-2-1	開示請求書の内容の確認	70
13-2-2	本人確認	75
13-2-3	開示請求書の補正	81
13-3	開示・不開示の審査	82
13-3-1	不開示情報該当性の審査	82
13-3-1-1	不開示情報（個人に関する情報）	84
13-3-1-2	不開示情報（法人等に関する情報）	87

1 3 - 3 - 1 - 3	不開示情報（審議、検討等に関する情報）・・・	(8 9)
1 3 - 3 - 1 - 4	不開示情報（事務又は事業に関する情報）・・・	(9 1)
1 3 - 3 - 1 - 5	不開示情報（任意提供情報）・・・	(9 4)
1 3 - 3 - 2	部分開示の可否・・・	(9 6)
1 3 - 3 - 3	裁量的開示の判断・・・	(9 7)
1 3 - 3 - 4	存否応答拒否の適否・・・	(9 7)
1 3 - 4	開示決定等の通知・・・	(9 8)
1 3 - 4 - 1	開示決定・・・	(9 8)
1 3 - 4 - 2	不開示決定・・・	(1 0 0)
1 3 - 5	開示決定等の期限・・・	(1 0 1)
1 3 - 5 - 1	開示決定等を行う期限・・・	(1 0 1)
1 3 - 5 - 2	期限の延長・・・	(1 0 2)
1 3 - 5 - 3	期限の特例・・・	(1 0 3)
1 3 - 5 - 4	期限についての留意点・・・	(1 0 5)
1 3 - 6	事案の移送・・・	(1 0 5)
1 3 - 7	第三者意見の聴取・・・	(1 0 8)
1 3 - 8	開示の実施・・・	(1 1 1)
1 3 - 8 - 1	開示の実施方法・・・	(1 1 1)
1 3 - 8 - 2	開示の実施方法等申出書の確認・・・	(1 1 5)
1 3 - 8 - 3	開示請求書に開示の実施方法等が記載されている場合の取扱い ・・・	(1 1 7)
1 3 - 9	手数料等・・・	(1 1 8)
第 1 4	訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 0
1 4 - 1	訂正請求・・・	(1 2 0)
1 4 - 2	訂正請求の手続・・・	(1 2 1)
1 4 - 2 - 1	訂正請求書の内容の確認・・・	(1 2 1)
1 4 - 2 - 2	本人確認・・・	(1 2 4)
1 4 - 2 - 3	訂正請求書の補正・・・	(1 2 5)
1 4 - 3	訂正・不訂正の審査・・・	(1 2 5)
1 4 - 4	訂正決定等の通知・・・	(1 2 6)
1 4 - 4 - 1	訂正決定・・・	(1 2 6)
1 4 - 4 - 2	不訂正決定・・・	(1 2 7)
1 4 - 5	訂正決定等の期限・・・	(1 2 9)
1 4 - 5 - 1	訂正決定等を行う期限・・・	(1 2 9)
1 4 - 5 - 2	期限の延長・・・	(1 2 9)

14-5-3	期限の特例	・・・(130)
14-6	事案の移送	・・・(131)
14-7	保有個人情報の提供先への通知	・・・(132)
第15	利用停止	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
15-1	利用停止請求	・・・(133)
15-2	利用停止請求の手續	・・・(134)
15-2-1	利用停止請求書の内容の確認	・・・(134)
15-2-2	本人確認	・・・(137)
15-2-3	利用停止請求書の補正	・・・(138)
15-3	利用停止・不利用停止の審査	・・・(138)
15-4	利用停止決定等の通知	・・・(139)
15-4-1	利用停止決定	・・・(139)
15-4-2	不利用停止決定	・・・(140)
15-5	利用停止決定等の期限	・・・(141)
15-5-1	利用停止決定等を行う期限	・・・(141)
15-5-2	期限の延長	・・・(142)
15-5-3	期限の特例	・・・(142)

第6章 審査請求

第16	審査請求対応	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
16-1	審査請求	・・・(144)
16-2	開示決定に反対する第三者からの審査請求	・・・(145)
16-3	行政不服審査法の適用除外	・・・(145)
16-4	小平市行政不服審査会への諮問	・・・(146)

第7章 その他

第17	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
17-1	適用除外等	・・・(150)
17-2	開示請求等をしようとする者への情報提供等	・・・(151)
17-3	苦情処理	・・・(152)
17-4	地方公共団体に置く審議会等への諮問	・・・(152)
17-5	運用状況の報告等	・・・(153)

根拠条文一覧表

	法	政令	規則	法律施行条 例	法律等施行 規則
個人情報	第2条①				
個人識別符号	第2条②	第1条	第2条 第3条 第4条		
保有個人情報	第60条①	第16条			
個人情報ファイル	第60条②				
要配慮個人情報	第2条③	第2条	第5条		
本人	第2条④				
個人関連情報	第2条⑦				
行政機関等	第2条⑩				
行政機関の長等	第63条				
市の機関				第2条②	
保有に関する制限	第61条① ②				
利用目的の変更	第61条③				
本人から書面により取得する 際の利用目的の明示	第62条				
不適正な利用の禁止	第63条				
不適正な取得の禁止	第64条				
正確性の確保	第65条				
行政機関の長等が講ずべき安 全管理措置	第66条①				
行政機関の長等の安全管理措 置義務の準用	第66条②				
従事者の義務	第67条				
委員会への報告	第68条①		第43条 第44条		
本人への通知	第68条②		第45条		
利用目的以外の目的のための 利用及び提供の禁止の原則	第69条①				
例外的に利用目的以外の目的 のための利用及び提供が認め られる場合	第69条②				
他法令との適用関係	第69条③				
行政機関等の内部における利 用の制限	第69条④				
保有個人情報の提供を受ける 者に対する措置要求	第70条				
利用目的以外の目的のための 外国にある第三者への提供	第71条①		第46条		
同意取得時の情報提供	第71条②		第47条		
個人情報取扱事業者が講ずべ き措置に相当する措置を継続 的に講ずるために必要な体制 を整備している者に保有個人	第71条③		第48条		

情報を提供した場合に講ずべき措置等					
個人関連情報の取扱い	第72条				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	第75条①②③	第21条			第2条
保有個人情報取扱事務の届出				第3条	第3条
届出事項の公示及び閲覧				第4条	
開示請求	第76条				
開示請求書の内容の確認	第77条①	第23条		第5条	第4条
本人確認	第77条②	第22条			
開示請求書の補正	第77条③				
不開示情報該当性の審査	第78条			第6条	
不開示情報（個人に関する情報）	第78条①(1)(2)				
不開示情報（法人等に関する情報）	第78条①(3)				
不開示情報（審議、検討等に関する情報）	第78条①(6)				
不開示情報（事務又は事業に関する情報）	第78条①(7)				
不開示情報（任意提供情報）	情報公開条例第7条(7)				
部分開示の可否	第79条				
裁量的開示の判断	第80条				
存否応答拒否の適否	第81条				
開示決定	第82条①	第24条			第5条(1)
不開示決定	第82条②				第5条(2)
開示決定等を行う期限	第83条①			第7条	
期限の延長	第83条②				第6条
期限の特例	第84条			第7条	第7条
事案の移送	第85条				第8条
第三者意見の聴取	第86条				第9条
開示の実施方法	第87条①②				第10条
開示の実施方法等申出書の確認	第87条③④	第26条			第11条
手数料等	第89条②			第8条	第12条
訂正請求	第90条①②				
訂正請求書の内容の確認	第90条③ 第91条①			第9条	第13条
本人確認	第91条②	第29条			
訂正請求書の補正	第91条③				
訂正・不訂正の審査	第92条				
訂正決定	第93条①				第14条(1)
不訂正決定	第93条②				第14条(2)
訂正決定等を行う期限	第94条①				
期限の延長	第94条②				第15条

期限の特例	第95条				第16条
事案の移送	第96条				第17条
保有個人情報の提供先への通知	第97条				第18条
利用停止請求	第98条① ②				
利用停止請求書の内容の確認	第98条③ 第99条①			第10条	第19条
本人確認	第99条②				
利用停止請求書の補正	第99条③				
利用停止・不利用停止の審査	第100条				
利用停止決定	第101条①				第20条(1)
不利用停止決定	第101条②				第20条(2)
利用停止決定等を行う期限	第102条①				
期限の延長	第102条②				第21条
期限の特例	第103条				第22条
審査請求	行政不服審査法第4条				
行政不服審査法の適用除外	第106条				
小平市行政不服審査会への諮問	第105条			第11条	第23条
適用除外等	第124条				
開示請求等をしようとする者への情報提供等	第127条				
苦情処理	第128条				
地方公共団体に置く審議会等への諮問	第129条			第12条	
運用状況の報告等				第13条	

【凡例】

法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

政令 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

規則 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）

法律施行条例 小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第18号）

法律等施行規則 小平市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第18号）

ガイドライン 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

事務対応ガイド 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

第 1 章 総則

第 1 法の適用

令和 3 年 5 月 1 9 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）において、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）が改正されました。この改正に伴い、法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）の 3 本の法律が法に統合されるとともに、地方公共団体についても法の規定が直接的に適用されることになりました。この個人情報保護制度の法体系の構造転換により、改正後の法が施行される令和 5 年 4 月 1 日以降は、国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制となります。

第 2 法と法律施行条例との関係

地方公共団体に法が適用される前は、小平市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 3 号）に基づき、市の実施機関はその保有する個人情報について収集の制限、適正管理、目的外利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止請求などの個人情報保護における具体的な個別施策の運用を図ってきたところです。

令和 3 年の改正後の法施行後においては、地方公共団体の機関における個人情報の取扱いは、基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになり、これまで小平市個人情報保護条例に基づき運用されてきた施策の一部は法においては規定がないものや変更が生じるものが出てきました。そのため、市では、法において条例に規定することを委任されている事項及び条例で定めることが許容されている事項を規定する小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 1 8 号）を制定し、これにより法の趣旨・目的に反しない範囲において、法の改正前における市の保護施策の一部を引き続き継続することとしました。

したがって、令和 5 年 4 月 1 日以降の市における個人情報保護制度は、法及び法律施行条例並びにこれらに基づく法令を根拠に制度の運用が行われることとなります。

第 3 定義等

法の第 1 章（総則）及び第 5 章（行政機関等の義務）において定義している用語のうち、市の個人情報保護制度の運用に関わる用語の意義について解説する。

3-1 個人情報

【法】第2条第1項

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

趣 旨

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。
- 2 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。
- 3 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。
- 4 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。
- 5 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができることをいう。

なお、「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々

の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

また、「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。

【個人情報に該当する事例】

事例 1) 本人の氏名

事例 2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例 5) 特定の個人を識別することができるメールアドレス（`kojin_ichiro@example.com`等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

事例 6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例 7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

運 用

1 法人等及び外国人に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。

なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

2 死者に関する情報

法の目的は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益の保護であり、本人の関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。

3-2 個人識別符号

【法】第2条第2項

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

【政令】第1条

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

【規則】第2条

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第1号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

【規則】第3条

第3条 令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

【規則】第4条

第4条 令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の

符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

趣 旨

1 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

2 「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

具体的な内容は、次のとおり、政令第1条及び規則第2条から第4条までに定められている。

(1) 「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」（法第2条第2項柱書）

政令第1条第1号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が

個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第2条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

① 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40か所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

② 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

③ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

④ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質

音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑤ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑥ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑦ 指紋又は掌紋

（指紋） 指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

きるようにしたもの

(掌紋) 手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

- ⑧ 政令第1条第1号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

3-3 保有個人情報

【法】第60条第1項

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

【政令】第16条

第16条 法第60条第1項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

- イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- (1) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
- (2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- (3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

趣 旨

- 1 「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、地方公共団体等行政文書に記録されているものをいう。
- 2 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。
- 4 「行政機関等が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実

上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

- 5 「地方公共団体等行政文書」とは、地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関が保有しているものをいう。ただし、行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除くこととしており、具体的には政令第16条において、対象除外とする事項を規定している。

なお、地方公共団体等行政文書の範囲は、小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第2条第2号に定める公文書の範囲と同様である。

- 6 「地方公共団体の機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員のほか、市の機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいい、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をいう。

3-4 個人情報ファイル

【法】第60条第2項

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

趣 旨

- 1 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう。

- 2 「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等の所掌事務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。
- 3 「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。
- 4 「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）が想定される。

3-5 要配慮個人情報

【法】第2条第3項

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【政令】第2条

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はそ

の疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

【規則】第5条

第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

趣 旨

1 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から④までの記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

① 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。

なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

② 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

③ 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

④ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

⑤ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

⑥ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害（※）があること（政令第2条第1号）。

次の(i)から(iv)までの情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと。）も該当する。

(i) 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

(ii) 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ・都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

(iii) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

- ・都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- (iv) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- ・医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。

⑧ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果（政令第2条第2号）（※）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

⑨ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第2条第3号）（※）。

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたこと具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるもので

はなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。
なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

- ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号）。

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

- ⑪ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

（※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第2条第2号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第2条第3号）に該当し得る。

3-6 本人

【法】第2条第4項

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

趣 旨

- 1 「本人」とは、法第2条第1項に定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人をいう。

3-7 個人関連情報

【法】第2条第7項

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

趣 旨

- 1 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

なお、仮名加工情報及び匿名加工情報については、事務対応ガイド3-2-7及び3-2-8を参照のこと。

- 2 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履

歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3) ある個人の行政サービスの利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

3-8 行政機関等

【法】第2条第11項

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- (3) 独立行政法人等（・・・略・・・）
- (4) 地方独立行政法人（・・・略・・・）

趣 旨

1 「行政機関等」とは、行政機関、独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く）、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

法においては、地方公共団体の機関は、第2条第8項に規定する行政機関には含まれず、国の行政機関とは区別されている。

なお、行政機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、事務対応ガイド 3-1-1(1)、3-1-1(2)及び3-1-1(4)を参照のこと。

3-9 行政機関の長等

【法】第63条

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

趣 旨

- 1 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人をいい、法第5章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。

3-10 市の機関

【法律施行条例】第2条第2項

- 2 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

趣 旨

- 1 法律施行条例は、法の施行に関し必要な事項を定めることを目的として制定した条例であるが、その条例における規律の対象を「市の機関」と定義したものである。
- 2 「市の機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会である。
- 3 法における「行政機関の長等」とは、「地方公共団体の機関」を指しており、この「地方公共団体の機関」とは、小平市においては法律施行条例に定める「市の機関」を意味しているため、法の規定で用いられている「行政機関の長等」及び「地方公共団体の機関」と法律施行条例で用いている「市の機関」とは同義である。
- 4 議会は、小平市個人情報保護条例では実施機関に含まれていたが、法において地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となって

いないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されていることから、法律施行条例においても規律の対象から除外している。

なお、地方公共団体の議会は、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護を適切に行う必要があることから、小平市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）を制定している。

第2章 個人情報等の取扱い

第4 保有に関する制限

4-1 保有に関する制限

【法】第61条第1項及び第2項

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

趣 旨

- 1 行政機関等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報の保有の概念については、第1章3保有個人情報を参照のこと。
- 3 従来、行政機関個人情報保護法において行政機関については「所掌事務」を、独立行政法人等個人情報保護法において独立行政法人等については「業務」を遂行するものとしていたことも踏まえて、法においては行政機関等が遂行するものとして、「所掌事務又は業務」と規定している。

各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。

地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。また、地方自治法以外にも、地方公共団体の機関の職務権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等の各法律に規定されている。

- 4 所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、

規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

5 「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

6 個人情報が無限定に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。

「利用目的」は、保有から利用及び提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素である。

7 「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

なお、特定した利用目的については、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから、内部において適切に整理・管理する必要がある。

8 利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

第5 取得及び利用の際の遵守事項

5-1 利用目的の変更

【法】第61条第3項

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

趣 旨

1 新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。しかし、いったん特定された利用目的が無限定に変

更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる。

- 2 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。
- 3 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。
- 4 利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係では、利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第69条第2項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

5-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示

【法】第62条

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

趣 旨

- 1 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報

報を取得するときは、法第62条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 2 「本人から直接書面（電子的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、法が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の行政機関等における事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。
- 3 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である（※）。

（※）ホームページにおいてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考え得るが、この場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

- 4 行政機関等に対して一方的に個人情報をその内容に含む書面が送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。
- 5 利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律にあらかじめ利用目的を明示することは合理的でなく、法第62条第1号から第4号まではこれらの適用除外について定めている。
 - ① 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（同条第1号）

本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。
 - ② 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」（同条第2号）

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。
 - ③ 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又

は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」
(同条第3号)

「国の機関」には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下4-2-2（本人から書面により取得する際の利用目的の明示）において「国の機関等」という。）の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

④ 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（同条第4号）

個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合であって、行政機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

5-3 不適正な利用の禁止

【法】第63条

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなら

ない。

- 2 「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- 3 「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、行政機関等が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該行政機関等が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

5-4 不適正な取得の禁止

【法】第64条

第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならない。
- 2 例えば、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

5-5 正確性の確保

【法】第65条

第65条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報は、法第61条第2項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

第6 安全管理措置等

6-1 安全管理措置

6-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置

【法】第66条第1項

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

趣 旨

- 1 行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であることに對し、行政機関等については「保有個人情報」が対象とされており、散在情報も含めて安全管理措置を講じる必要がある。
- 3 「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握がある。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

4 デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

5 行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合は、行政機関等として講ずべき安全管理措置として、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（保存された情報等に対して国内法令のみが適用されること等）や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合であって、当該クラウドサービス上で取り扱う情報が保有個人情報に該当する場合には、事務対応ガイド 4-3-1-1(3)を参照のこと。

【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例1) 保有個人情報の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適時把握せず外部の事業者へ委託した結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例2) 保有個人情報の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例3) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先において保有個人情報が滅失や毀損した場合

事例4) 委託先が保有個人情報の処理を再委託している場合に、委託元において再委託先の保有個人情報の取扱状況の確認を怠った結果、再委託先で保有個人情報が滅失や毀損した場合

6 委託先が個人情報取扱事業者（法第16条第2項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第23条）も負うこととなるところ、行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

運 用

- 1 安全管理措置は、取り扱う保有個人情報の量や性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険性を考慮し、ガイドライン、事務対応ガイドその他個人情報保護委員会が示す資料等を参照の上、確実に講じることとする。

6-1-2 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

【法】第66条第2項

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
 - (3)及び(4) （略）
 - (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

趣 旨

- 1 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合等、法第66条第2項各号に掲げられた者が当該各号に掲げられた業務を行う場合については、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第66条第2項の適用対象となる。
- 2 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。
- 3 「個人情報の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。
- 4 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合におけ

る個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

- 5 第1号及び第2号に掲げる者から業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、再委託の前提となる委託関係において委託元となる行政機関等は、委託に係る安全管理措置として、委託契約において、再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項を定めるなどの対応が必要となる。

- 6 法第66条第2項各号に掲げる者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、上記のとおり行政機関等と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務も負うこととなる。

- 7 法第66条第2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者については、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなどしてはならないとする義務規定が適用されるとともに、行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される。

6-2 従事者の義務

【法】第67条

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

趣 旨

- 1 ①個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員等若しくは職員であった者、②法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者、又は、③行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 「行政機関等の職員」とは、市においては、地方公務員法第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員であり、常勤又は非常勤

いずれの者も含む。

- 3 「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。
- 4 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。
- 5 「知り得た」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

- 6 「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。
- 7 「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。
- 8 本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（地方公務員法第29条）。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第34条及び第60条）の適用があり得る。
- 9 本条に違反した者が行政機関等からの委託業務の従事者である場合は、行政機関等との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。委託元となる行政機関等においては、委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除等、必要な内容を規定することが求められる。

なお、個人情報の不適正な取扱いをしたこれらの行政機関等の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第176条及び第180条に規定する罰則が適用され得る。

第7 漏えい等の報告等

7-1 委員会への報告

【法】第68条第1項

第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければな

らない。

【規則】第43条

第43条 法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) （略）

【規則】第44条

第44条 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から30以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に

関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

- 3 法第68条第1項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第6による報告書を提出する方法）により行うものとする。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない。

- 2 保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

【保有個人情報の漏えいに該当する事例】

事例1) 保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例2) 保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

事例3) 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合

事例4) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

事例5) 保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例6) 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合

事例7) 保有個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

- 3 保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。

- 4 保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

【保有個人情報の滅失に該当する事例】

事例1) 保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合

事例 2) 保有個人情報に記載・記録された書類・媒体等を当該行政機関等の内部で紛失した場合

なお、上記事例 1) 及び事例 2) の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は、滅失に該当しない。

5 行政機関等が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

6 保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例 1) 保有個人情報の内容が改ざんされた場合

事例 2) 暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例 3) ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合
(※)

なお、上記事例 2 及び 3 の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は毀損に該当しない。

7 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

8 法に基づく漏えい等報告を要する事態は、次の①から⑤までのとおりである。なお、法第 8 条、第 9 条及び第 11 条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することから、行政機関等は、法に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民等の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

また、漏えい等事案については、原則として本人通知の対象となるが、本人以外との関係という観点において、当該事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

① 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下②から⑤までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例) 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例) 収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報の漏えいした場合

- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例 1) 不正アクセスにより保有個人情報の漏えいした場合 (※ 1)

事例 2) ランサムウェア等により保有個人情報の暗号化され、復元できなくなった場合

事例 3) 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 4) 従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合 (※ 2)

(※ 1) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の (i) から (iv) までの場合が考えられる。

(i) 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

(ii) 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

(iii) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ (C&Cサーバ) が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等) を特定するもの。) への通信が確認された場合

(iv) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

(※ 2) 従事者による保有個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

- ④ 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例 1) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可

能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

事例2) 書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

事例3) ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が100人を超える場合

9 漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。

10 保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が①個人情報取扱事業者である場合や②行政機関等である場合が考えられる。

①の場合には、委託元である行政機関等については法第68条第1項の規定に基づき報告義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第68条第1項の規定ではなく法第26条第1項の規定に基づき報告義務を負うこととなる。

他方、②の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第68条第1項の規定に基づき、それぞれ報告義務を負うこととなる。

なお、①の場合には、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（法第26条第1項ただし書）、②の場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が報告する義務を負うこととなると考えられる。

また、行政機関Aが保有個人情報（保有個人情報A）の取扱いを委託している場合において、委託を受けた者が別の行政機関Bから保有個人情報（保有個人情報B）の取扱いを受託もしており、保有個人情報Bについて当該委託を受けた者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び当該委託を受けた者のみが報告義務を負うことになる。

11 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の①から⑨までの事項を報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、行政機関等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、行政機関等が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。

委員会への漏えい等報告については、次の①から⑨までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

① 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第43条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

② 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目について、媒体や種類（国民の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。

③ 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数について報告する。

④ 「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

⑤ 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

⑥ 「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

⑦ 「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況や予定について報告する。

⑧ 「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

⑨ 「その他参考となる事項」

上記①から⑧までの事項を補完するため、委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

12 行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、当該事態を知った日から30日以内（規則第43条第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、当該事態に関する上記11の①から⑨までの事項を報告しなければならない。

30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、行政機関等のいずれ

かの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※２）に当たっては、その時点を１日目とする。

確報においては、上記１１の①から⑨までの事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から３０日以内又は６０日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（※１）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、１回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（※２）確報の報告期限（３０日以内又は６０日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、３０日目又は６０日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（１２月２９日～１月３日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第２条）。

1.3 漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォームから行う。）が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、規則が定める様式にのっとり（※１）報告書を提出する方法により行う。

なお、各行政機関等においては、漏えい等した個人情報等を保有している部署（担当課）が速やかに報告することが考えられるが、各行政機関等の組織体制等に応じて、適切な部署（例えば、組織全体の個人情報の管理や情報セキュリティの任に当たる部署）から報告する（※２）ことも考えられる。

地方公共団体にあつては、地方公共団体の機関ごとに、法律上の報告義務の主体となるが、当該地方公共団体において以上のとおり適切な部署を通じて、報告する（※２）ことも考えられる。

（※１）電子メール・FAX・郵送等の方法で提出することが可能である。

（※２）行政機関の長等は、法第６８条第１項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、事案の概要等を報告しなければならない点に留意が必要であり、例えば、速報は、漏えい等の事態を生ぜしめた部署が行い、確報はその他の適切な部署から行うことが考えられる。

7-2 本人への通知

【法】第68条第2項

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

【規則】第45条

第45条 行政機関の長等は、法第68条第2項本文の規定による通知をする場合には、第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、法第68条第1項に規定する場合（委員会への報告対象となる事態が生じた場合）には、原則として、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。
- 2 法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。
- 3 通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。
- 4 保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。漏えい等した保有個人情報の本人に対して円滑に

通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が①個人情報取扱事業者である場合や②行政機関等である場合が考えられる。

①の場合には、委託元である行政機関等については法第68条第2項の規定に基づき通知義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第68条第2項の規定ではなく法第26条第2項の規定に基づき通知義務を負うこととなる。

他方、②の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第68条第2項の規定に基づき、それぞれ通知義務を負うこととなると考えられる。

なお、委託先が個人情報取扱事業者である場合には、委託先が、本人への通知義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は本人への通知義務を免除される（法第26条第2項）、委託先が行政機関等である場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が通知する義務を負うこととなると考えられる。

- 5 行政機関の長等は、規則第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

事例1) 漏えいした複数の保有個人情報がインターネット上の掲示板等にアップロードされており、行政機関等において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

- 6 本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、当該事態の状況に応じて速やかに行う必要がある。

- 7 本人への通知については、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を

要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

なお、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例1) 不正アクセスにより保有個人情報に漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例2) 漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

(※) 規則第44条第1項第9号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

8 「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び保有個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例1) 文書を郵便で送付することにより知らせること。

事例2) 電子メールを送信することにより知らせること。

9 行政機関の長等は、委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次のいずれかに該当するときには、本人への通知義務を負わない。

- ① 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- ② 当該保有個人情報に第78条各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれるとき。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例1) 保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

【代替措置に該当する事例】

事例1) 事案の公表

事例2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象

となっているか否かを確認できるようにすること

第8 利用及び提供の制限

8-1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

【法】第69条第1項

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 法令に基づく場合には、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。
- 3 「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、法令に基づく場合には当たらない。

例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において所掌事務等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、法令に基づく場合には当たらない。また、普通地方公共団体が地域における事務を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、法令に基づく場合には当たらない。

なお、法第69条第1項において、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

- 4 ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、それ以外のものは「法令」に含まれない。

【該当し得る法令の例】

- ・ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第24条から第28条まで
- ・ 国会法（昭和22年法律第79号）第104条
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第4項
- ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項及び第507条
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第6項
- ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の3から第58条の5まで
- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条、第223条第1項及び第226条
- ・ 総務省設置法（平成11年法律第91号）第6条第2項

8-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

【法】第69条第2項

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

1 行政機関の長等は、一定の場合に該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

2 「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。

3 保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用され、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

4 本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。

例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

5 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる。

6 本号に基づく本人への保有個人情報の提供や保有個人情報の開示は、法第76条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

7 ここでいう「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文中で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

8 ここでいう「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

9 「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由

であることが求められる。

【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】

事例) 農地情報を集約した「eMAFF 地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

- 1 0 第3号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる。
- 1 1 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。
- 1 2 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

事例1) 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

事例2) 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

- 1 3 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の特別の理由が必要である。

【特別な理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】

事例1) 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合

事例2) 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行うこと。

運 用

- 1 「相当の理由があるとき」に該当するものとして利用目的以外の目的のための利用及び提

供をするときは、恣意的な判断を防止し、客観的にみて合理的な理由があることの妥当性を判断するため、利用及び提供を行う前に総務課長及び関係課長に協議するものとする。

2 協議は、起案文書に次に掲げる事項を記載し、行うものとする。また、起案文書には事業の概要及びセキュリティ対策を記載した資料を添付するとともに、保有個人情報を取り扱う事務を開始し、又は変更するときは、保有個人情報取扱事務届出書を添付すること。

(1) 事務の概要

- ① 個人情報を取り扱う事務の名称
- ② 個人情報を収集する目的
- ③ 記録の対象となる個人の範囲

(2) 利用・提供の区分

目的外利用又は目的外外部提供

(3) 目的外利用・外部提供の相手

提供元及び提供先

(4) 目的外利用等をする目的

(5) 目的外利用等をする個人情報の内容

(6) 目的外利用等の期間

定期、随時又は期間

(7) 目的外利用等をする個人情報の記録の形態

8-3 他法令との適用関係

【法】第69条第3項

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

趣 旨

1 法第69条第2項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない

2 ここでいう「法令」には、法令の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

【該当する他の法令の例】

- ・刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条

- ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の29
- ・特許法（昭和34年法律第121号）第186条

8-4 行政機関等の内部における利用の制限

【法】第69条第4項

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

趣 旨

- 1 行政機関等の内部においては、法第69条第2項第2号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、行政機関の長等は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限定することとし、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。
- 3 「特定の部局若しくは機関又は職員に限る」とは、行政機関等の内部部局、特別の機関のみならず、更に特定の課室等の組織に限ることも可能である。

8-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

【法】第70条

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、保有個人情報を提供する次の場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者（以下 8-5（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）において「受領者」という。）に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。
 - ① 利用目的のために提供する場合
 - ② 法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（③において「他の行政機関等」という。）に提供する場合
 - ③ 法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に提供する場合
- 2 受領者に対して措置要求を行う必要があるかどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。
- 3 提供に係る保有個人情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定を行った場合において提供先に対して訂正に必ずべき旨を求めること等が考えられる。
- 4 行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

第 9 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供

9-1 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供

【法】第 71 条第 1 項

第 71 条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 16 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において

「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

【規則】第46条

第46条 法第71条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、事務対応ガイド4-6-1を参照のこと。

9-2 同意取得時の情報提供

【法】第71条第2項

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

【規則】第47条

第47条 法第71条第2項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第71条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1) 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2) 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第2項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合については、事務対応ガイド4-6-2を参照のこと。

保有個人情報の越境移転に当たっては、提供元の行政機関等において、提供先の第三者が所在する外国に保有個人情報を移転することについてのリスクを評価し、保有個人情報の移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

9-3 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等

【法】第71条第3項

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

【規則】第48条

第48条 法第71条第3項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第71条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

(1) 当該第三者による法第71条第1項に規定する体制の整備の方法

(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要

(3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法

(4) 当該外国の名称

(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

(7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

法第71条第1項の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している

外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合については、事務対応ガイド 4-6-3 を参照のこと。

第 10 個人関連情報の取扱い

10-1 個人関連情報の取扱い

【法】第 72 条

第 72 条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合であって、当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。
- 2 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。
- 3 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。
- 4 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。
- 5 「想定される」とは、提供元の行政機関の長等において、提供先の第三者が個人情報として取得することを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として個人情報として取得することを通常想定することができる場合をいう。
 - ① 「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合
提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合をいう。

【現に想定している場合に該当する例】

事例1) 提供元の行政機関の長等が、個人情報保有する提供先の第三者に対し、識別子 (ID) 等を用いることで個人関連情報を個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合

事例2) 提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

② 「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合

提供元の行政機関の長等において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務・事業の内容等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

【通常想定することができる場合に該当する例】

事例) 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる識別子 (ID) 等も併せて提供する場合

6 提供元の行政機関の長等及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、個人情報として取得することが想定されず、法第72条は適用されない。この場合、提供元の行政機関の長等は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、個人情報として取得することが想定されない。

7 提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人情報として利用することがうかがわれる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で個人情報として取得することが想定されるかどうか判断する必要がある。

8 保有個人情報の提供を受ける者（以下10-1（個人関連情報の取扱い）において「受領者」という。）に対して措置要求を行う必要があるかどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。

9 提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

10 行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

第3章 個人情報ファイル

第11 個人情報ファイル

11-1 個人情報ファイル簿の作成及び公表

【法】第75条第1項から第3項まで

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

【政令】第21条

第21条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、

直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 法第75条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 法第75条第2項第3号の政令で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

【法律等施行規則】第2条

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（別記様式第1号）の集合物とする。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、法第75条第2項又は第3項に該当する場合を除き、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿については、電子計算機処理に係る個人情報ファイルのほか、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについても、その存在及び利用の実態をできる限り国民等に明らかにするという観点から、作成・公表を行う必要がある。
- 3 記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目

的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 4 「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイルの作成及び公表を行う趣旨からすれば、判断を行う行政機関の長等の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。

運 用

- 1 行政機関の長等は、個人情報ファイル（個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く。）を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、各行政機関等がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、各行政機関等单位に、個々の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿（単票）（法律等施行規則第2条に定める別記様式第1号）を1冊のファイルにまとめた帳簿を1冊作成する。
- 3 個人情報ファイル簿に掲載する記載事項は、次のとおりである。
 - ① 個人情報ファイルの名称（法第74条第1項第1号）
 - ② 行政機関等の名称（同項第2号）
 - ③ 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第2号）
 - ④ 個人情報ファイルの利用目的（同項第3号）
 - ⑤ 記録項目（同項第4号）
 - ⑥ 記録範囲（同項第4号）
 - ⑦ 記録情報の収集方法（同項第5号）
 - ⑧ 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第6号）
 - ⑨ 記録情報の経常的提供先（同項第7号）
 - ⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（同項第9号）
 - ⑪ 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等（同項第10号）
 - ⑫ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第21条第6項第1号）
 - ⑬ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第110条第1号）
 - ⑭ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第2号）
 - ⑮ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第3

号)

⑯ 条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第75条第4項）

⑰ 備考

- 4 個人情報ファイル簿の作成後に記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正する。
- 5 個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又は個人情報ファイルの本人の数が1,000人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除する。
- 6 行政機関等の事務所に1冊の個人情報ファイル簿を備えて置き一般の閲覧に供する必要があるため、市政資料コーナーに備え付ける。また、市ホームページにて公表を行う。

第4章 個人情報取扱事務の届出

第12 保有個人情報取扱事務の届出

12-1 保有個人情報取扱事務の届出

【法律施行条例】第3条

第3条 市の機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更する事項についても同様とする。

- (1) 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 保有個人情報の記録項目
- (5) 保有個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、市の機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

3 市の機関は、第1項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

【法律等施行規則】第3条

第3条 条例第3条第1項又は第3項の規定による保有個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、保有個人情報取扱事務届出書（別記様式第2号）によるものとする。

2 条例第3条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第7号に掲げる事項については、保有特定個人情報（保有個人情報であって、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に該当するものをいう。）を取り扱う場合に限る。

- (1) 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- (2) 保有個人情報の処理形態

- (3) 保有個人情報の主な収集先
- (4) 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- (5) 保有個人情報の処理の委託の有無
- (6) 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無
- (7) 特定個人情報保護評価（番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）の有無

趣 旨

- 1 法律施行条例における市の機関は、保有個人情報を取り扱う事務について、開始、変更又は廃止があったときは、市長に届け出る義務がある。
- 2 「保有個人情報を取り扱う事務」とは、事業の実施に伴って、個人情報を収集し、管理し、又は利用する事務をいう。
- 3 法律施行条例第3条第1項は、届出事項を具体的に定めたものである。この届出により、市長は、全ての市の機関の保有個人情報を取り扱う事務を正確に把握することができるとともに、市の機関自らにおいても、保有個人情報を明確に把握することにより、その収集の必要性や収集範囲を再確認することが可能となる。さらに、届出等の手続を通じて、慎重かつ責任をもって保有個人情報を取り扱うことが期待できる。
- 4 法律施行条例第3条第1項第6号の「規則で定める事項」とは、法律等施行規則第3条第2項に定める次の事項である。
 - ① 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
 - ② 保有個人情報の処理形態
 - ③ 保有個人情報の主な収集先
 - ④ 保有個人情報の経常的な目的外利用等・提供先
 - ⑤ 保有個人情報の処理の委託の有無
 - ⑥ 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無
 - ⑦ 特定個人情報保護評価の有無（当該事務が保有特定個人情報を取り扱う場合に限る。）
- 5 「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報を含んだ電子ファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとするとき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予想した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言することをいう。事業の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数等に応じ、詳細な評価を行う順に全項目評価、重点項目評価及び基礎項目評価に分けられる。

6 「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により実施機関の職員としての身分を失った者をいう。

7 「市の機関の職員又は職員であった者に係る事務」とは、市の機関の職員又は職員であった者に係る一切の事務をいい、人事、給与、福利厚生等に関する次のような事務がその代表例として挙げられる。

- ① 服務に関すること。
- ② 表彰等に関すること。
- ③ 諸証明に関すること。
- ④ 任用、退職等に関すること。
- ⑤ 人事記録に関すること。
- ⑥ 定数に関すること。
- ⑦ 分限、懲戒等に関すること。
- ⑧ 評定に関すること。
- ⑨ 給与、手当に関すること。
- ⑩ 退職手当に関すること。
- ⑪ 被服の貸与に関すること。
- ⑫ 公務災害補償に関すること。
- ⑬ 安全、衛生に関すること。
- ⑭ 衛生管理に関すること。
- ⑮ 非常勤職員の社会保険に関すること。

これらの事務には、例えば、職員に対する手当支給事務において職員の家族の個人情報が取り扱われるように、その目的により職員又は職員であった者以外の者に係る個人情報を取り扱うようなものもある。

本項は、その執行上職員又は職員であった者に関する個人情報を取り扱うこととなるこれらの事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから、届出の適用除外とすることを規定したものである。

運 用

1 市の実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、変更しようとするとき又は廃止したときは、保有個人情報取扱事務届出書（法律等施行規則第3条第1項に定める別記様式第2号）により市長（＝総務課）に届け出なければならない。

- 2 事務の届出は、原則として、課ごとに届け出るものとする。この場合、事務の内容を端的に表すよう、「小平市分掌事務一覧」等に定める事務を単位として届け出るものとする。
- 3 総務課においては、届出に基づき、法律施行条例第4条第2項の規定による目録を作成（加除訂正を含む。）し、一般の閲覧に供するものとする。

12-2 届出事項の公示及び閲覧

【法律施行条例】第4条

第4条 市の機関は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項（以下この上において「届出事項」という。）について、公示するものとする。

- 2 市長は、届出事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 市長は、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会条例（令和4年条例第19号）第1条に規定する小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（第12条及び第13条第2項において「審議会」という。）に対し、届出事項の内容を報告するものとする。

趣 旨

- 1 市の機関は、保有個人情報を取り扱う事務について市長に届け出た事項を公示し、市の機関の個人情報の保有状況を市民に対し明確にすることを定めるものである。
- 2 市長は、法律施行条例第4条により市の機関から届出を受けたときは、届出事項をまとめた目録を作成し、全ての市の機関の個人情報の保有状況について、市民等がいつでも閲覧できるようにする責務がある。
- 3 市長は、届出のあった事項について、その内容を小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に報告することとしている。

第5章 開示、訂正及び利用停止

保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定は、行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する申請に対する処分に該当するものである。

行政機関の長等は、行政手続法第5条の規定に基づき、申請に対する処分に関する審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要があるが、この章に記載する審査の基準及び判断の基準が行政手続法の審査基準に当たるものと位置付ける。

第13 開示

13-1 開示請求

【法】第76条

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

趣 旨

- 1 国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている。
- 3 行政機関等に対する開示請求には、行政機関等に来所して行う場合又は開示請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。
- 4 「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいう。

情報の本人である場合とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外のものの氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含むものである。

- 5 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18年に達しない者をいう（民法第4条）。
- 6 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 7 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条等）である。また、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第843条等）である。

運 用

- 1 ファクシミリのみによる請求は、提示又は提出を求める本人確認書類を添付することができないと考えられることから認めない。
- 2 郵送による請求を認めず、例えば、請求の受付を窓口のみに限定することは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められない。適切な方法による本人確認の下、郵送による開示請求にも対応することが必要である。
- 3 開示請求書が行政機関等に提出された場合、行政機関等は、①開示請求書の内容の確認、②開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認を行うとともに、必要に応じて、③開示請求書の補正及び④事案の移送等の手続を行う。

1 3 - 2 開示請求の手続

1 3 - 2 - 1 開示請求書の内容の確認

【法】第77条第1項

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

【政令】第23条

第23条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項第4号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

【法律施行条例】第5条

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【法律等施行規則】第4条

第4条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第3号）とする。

趣 旨

- 1 開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため、口頭による開示請求は認められない。
- 2 口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条

第2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。

運 用

1 行政機関等において、保有個人情報開示請求書（法律等施行規則第4条第2項に定める別記様式第3号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。

- (1) 法の対象である保有個人情報に係る開示請求であるかどうか。
- (2) 開示請求の宛先が正しいかどうか。
- (3) 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
- (4) その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

2 これらの確認事項については、本来、開示請求に係る保有個人情報を保有していると考えられる関係部局と十分に連携を図るなどにより、行政機関等において、開示請求書の受付時に適切に確認すること。

特に、確認事項(3)及び(4)について不備が認められる場合は、法令に定められた形式上の要件に適合しない開示請求書として、行政手続法第7条の規定に基づき、不開示決定を行うことも可能であるが、開示請求者の利便性を考慮して、法第77条第3項の規定に基づき、開示請求書の補正を求める（行政機関等において、記載事項について確認し、開示請求書の記載の変更等を求めることも、当然に開示請求書の補正に該当する。）。

3 法の対象である保有個人情報に係る開示請求であるかどうかについて、開示請求者の求める個人情報が、次に該当する場合には、それぞれその旨を教示するとともに、他の法令に基づく開示制度等がある場合（例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第12条の2など）には当該他の制度について教示するなど適切な情報提供に努める。

- ① 保有個人情報に該当しない場合（法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書に記録されていないもの）
- ② 開示請求の対象外となっている場合（例えば、法第124条第1項が規定する刑事事件の裁判に係る個人情報や、個別法において法の適用除外が規定されている基幹統計を作成するために集められた個人情報（統計法（平成19年法律第53号）第52条）、戸籍等に記録されている個人情報（戸籍法第129条）、登記簿に記録された個人情報（商業登記法（昭和38年法律第125号）第141条）に当たる場合など。）
- ③ 保有されていない場合（法第124条第2項の規定に基づき行政機関等に保有されていないものとみなすものを含む。）（※）

（※）開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求の時点において保有されている必

要がある。開示請求の時点において保有していない個人情報に対する開示請求が行われた場合については、不存在又は存否応答拒否（法第81条）を理由とする不開示決定を行うこととなる。

- 4 死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。
- 5 開示請求の宛先が正しいかどうかについて、当該行政機関の長等ではなく、他の行政機関の長等に対して行うべき開示請求である場合には、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に不開示決定を行うことも法制度上は可能ではあるが、開示請求者の利便性を考慮して、開示請求書を開示請求者に返戻するとともに、正しい開示請求先を把握することができる場合には、当該行政機関の長等を教示する必要がある。
- 6 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうかについて、保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、開示請求を受けた行政機関等において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要である。保有個人情報が特定されるためには、ファイル名の引用や、これに更に限定を加える等により、対象となる保有個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。このため、開示請求者から求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部局等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい。
- 7 開示請求書の記載が、「〇〇課の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとは言えない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになる。
なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。
- 8 開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。
- 9 開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本開示請求制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の行政文書等の名称などを除いて、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。
- 10 明らかな誤字や脱字など開示請求書の記載に軽微な不備がある場合には、法第77条第3項の規定に基づく補正を求めることなく、職権で補正することができる。

1 1 開示請求書には、通知等の連絡先として、開示請求者の氏名及び住所又は居所を記載することとされているが、電話番号も補正を求める際等の連絡に必要となる場合があることから、記載することとしている。

なお、請求者の勤務先、メールアドレス等も連絡先として記載することがあり得るが、これらの記載は、請求者の任意によるものであり、連絡目的以外の目的で利用することのないようにする。

1 2 開示請求は、未成年者や成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求を行う場合においては、開示請求者のみならず、本人の氏名及び住所又は居所についても記載する。

1 3 開示請求に係る個人情報大量であるため、当該請求に係る事務処理に長期間を要するような場合には、開示請求者に対して、事務遂行上の支障等の事情を説明し、抽出請求や分割請求にしてもらうよう要請することも考えられる。ただし、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるから、要請が拒否されることもあり得る。この場合には、開示決定等の期限の延長（法第83条第2項）等について検討することになる。

1 4 開示請求者は、政令第23条の規定により、次に掲げる事項を開示請求書に任意的に記載することができる。

①求める開示の実施の方法

②事務所における開示の実施を希望する日

③写しの送付の希望について、開示請求書に任意的に記載することができる。

1 5 「開示の実施の方法」とは、保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法（例えば、電磁的記録を用紙に出力したものの交付等）をいう。

1 6 「事務所における開示」とは、写しの送付による開示の方法以外の方法による開示をいう。

1 7 政令第23条に規定する任意的記載事項が開示請求書に記載されている場合には、その内容について確認する（例えば、事務所における開示を求める場合に、実施希望日が記載されているか、電磁的記録に記録されている保有個人情報についてどのような開示方法を求めているかなど）。

開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示の実施ができない場合には、政令第24条第2項第2号の規定により、その旨を開示決定通知書に記載して開示請求者に通知することになるが、来所による請求の場合は、開示請求者の利便性を考慮し、受付の時点で明らかかなものについては、その時点でその旨を教示することが望ましい。

1 8 開示請求に係る保有個人情報について、他の法令の規定による開示の制度があり、その開示の方法が法による開示の方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる。

19 法の規定による訂正請求又は利用停止請求を行うためには、法の規定による開示決定を受け、法又は他の法令の規定により開示を受けていること等が必要となることから、開示請求者に対して、これらの他の法令の規定による制度を教示する。

13-2-2 本人確認

【法】第77条第2項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

【政令】第22条

第22条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をす

る日前30日以内に作成されたもの

- 3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第85条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

趣 旨

- 1 開示請求は、保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人のみが行うことができる。このため、開示請求が行われた場合には、行政機関の長等は、本人確認書類の提示又は提出を求めて本人確認を行うことが必要となる。
- 2 本人確認の方法としては、保有個人情報を取り扱う事務又は業務の内容、保有個人情報の項目や取扱状況、開示される保有個人情報が漏えい等した場合における本人の権利利益に対する影響の有無や程度、開示請求の受付方法等に応じて、適切なものである必要がある。また、本人確認のために求める情報についても、行政機関等が取り扱う個人情報に比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する必要がある。

運 用

- 1 本人による開示請求の場合は、開示請求を行う者に対して、下表に従って本人確認書類の提示又は提出を求め、本人であることを確認する。

【表 本人による開示請求の場合】

	本人確認書類
窓口来所による請求の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証・ 健康保険の被保険者証・ 個人番号カード・ 住民基本台帳カード（住所記載があるもの）

	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ・小型船舶操縦免許証 ・運転経歴証明書 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引主任者証 ・国民健康保険の被保険者証 ・後期高齢者医療保険の被保険者証 ・船員保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・恩給証書 ・児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等 <p>【以上は政令第22条第1項第1号に通常該当する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの（政令第22条第1項第2号） <p>上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証等</p>
<p>郵送送付による請求の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口来所による請求の場合の本人確認書類の複写物 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し <p>※ 住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類になり得ると考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館の発行する在留証明 ・開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物 ・開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等

2 本人確認においては、開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが原則必要である。

なお、本人確認の際の各種本人確認書類の取扱い等における留意事項については、事務対応

ガイド6-1-2-2の表1の注1から注13までを参照のこと。

- 3 住民票の写しは、30日以内に作成されたものに限る。また、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。
- 4 開示請求者から提示され、又は提出された本人確認書類について、行政機関等において適切に本人確認を行ったことを記録として残すなどの目的で、その原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存する場合には、これを保有個人情報として適切な管理を行う必要がある。

なお、本人確認書類の原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存することは法及び政令を遵守する上での必須事項ではないので、他にも、複数の職員で本人確認書類を確認し、その旨を記録に残すのみとする方法が望ましい。やむを得ず、個人番号が記録された本人確認書類の原本又は複写物を保管する必要がある場合には、個人番号が容易に判明しない措置を必ず講じ、これを保管する必要がある場合には、本人確認をした後に、裁断又は溶解を行う必要がある。

【措置の例】

事例) 個人番号が容易に判明しない措置としては、個人番号を黒塗りした書類をコピーしたものを保管する、剥離すると被覆部分が判読不能となる被覆シールを個人番号に貼付して保管するなどが考えられる。

- 5 法定代理人による開示請求の場合は、開示請求を行う法定代理人に対して、下表に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する法定代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、法定代理人本人であることを確認するとともに、同条第3項に規定する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有することを確認する。

【表 法定代理人による開示請求の場合】

	本人確認書類
窓口来所による請求の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 本人による開示請求の場合における窓口来所による請求のときの本人確認書類・ 上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条）等
郵送送付による請求の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 本人による開示請求の場合における窓口来所による請求のときの本人確認書類の複写物・ 住民票の写し・ 上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続

- 6 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本等の書類は、30日以内に作成されたものに限る。
また、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本等の書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。
- 7 なりすましや利益相反の防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例1) 請求者(法定代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

事例2) 請求者(法定代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

【法定代理人の代理権を確認するための対応の例】

事例) 市町村において請求を受けた場合において、当該市町村で管理する戸籍簿で法定代理人であることを確認する(※)。

(※) 開示等請求において法定代理人の資格の有無を確認するために同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することは、一般に法第69条第2項第2号の規定に基づき可能と考えられる。

- 8 開示請求を行う法定代理人に対して、開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提示又は提出された書類等から、開示の実施が想定される日に法定代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。
- 9 任意代理人による開示請求の場合は、開示請求を行う任意代理人に対して、下表に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人(委任者)の任意代理人の資格を有することを確認する。

【表 任意代理人による開示請求の場合】

	本人確認書類
窓口来所による請求の場合	・本人による開示請求の場合における窓口来所による請求のときの本人確認書類

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状
郵送送付による請求の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人による開示請求の場合における窓口来所による請求のときの本人確認書類の複写物 ・住民票の写し ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状

10 任意代理人の資格を証明する委任状は、30日以内に作成されたものに限り、その複写物による提出は認められない。

11 なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例1) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

事例2) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する(※)。

事例3) 請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

(※) ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。

なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要と

なるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

- 1 2 開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

1 3 - 2 - 3 開示請求書の補正

【法】第77条第3項

- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

趣 旨

- 1 開示請求書に形式上の不備があると認める場合には、開示請求者に対して、相当の期間を定めて、開示請求書の補正を求めることができる。
- 2 開示請求書に形式上の不備があるときは、行政手続法第7条の規定により、速やかに、補正を求めるか、請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないが、適切な情報提供を行うなどにより、できる限り補正を求めることが望ましい。

形式上の不備がある場合としては、例えば、次のような場合がある。

- ① 法第77条第1項の記載事項が記載されていない場合
- ② 同項第2号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合
- ③ 開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合
- ④ 本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されていない場合（※）

（※）提示又は提出された書類に不備があり、補正の求めを行っても不備が解消されない場合も含む。

- 3 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて行政機関の長等が判断する。

運 用

- 1 補正については、開示請求者に対して、窓口への来所による開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、開示請求者本人に開示請求書の記載を修正してもらうことが望ましい。

なお、明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者本人に開示請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、窓口等の担当者が本人に代わって記載を修正することも可能である。この場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する。

- 2 保有個人情報の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、法第77条第3項の趣旨を踏まえ、開示請求者に対して、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要である。特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものであるということに留意する。

1 3 - 3 開示・不開示の審査

1 3 - 3 - 1 不開示情報該当性の審査

【法】第78条

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示

とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

【法律施行条例】第6条

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、小平市情報公開条例（平成13年条例第29号）第7条第7号に掲げる情報とする。

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、保有個人情報の全部又は一部を開示するか、保有個人情報の全部を開示しないかの判断を行う。
- 2 不開示情報該当性の判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、情報公開法等に基づく開示・不開示の決定に係る国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。
なお、法と情報公開法等の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの以外は、基本的に同様であるため、情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられる。
- 3 不開示情報は、法第78条第1項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもあるのでその点にも留意する。
- 4 法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第2条第6項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第78条第1項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。
- 5 開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

また、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備

があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

13-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報）

【法】第78条第1項第1号及び第2号

第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

趣 旨

- (1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報
開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、

通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報となる。

【具体例】

例 1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例 2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下 13-3-1-1(2)（開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報）及び(3)（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）において同じ。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示となる。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

- ① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの
- ② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例 1) 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例 2) 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記(2)の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

① 法令の規定（※１）により又は慣行として開示請求者が知ることができ（※２）（※３）、又は知ることが予定されている（※４）情報

（※１）何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

（※２）慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

（※３）行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）（資料４）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第７８条第１項第２号イに該当するものとして、開示されることとなる。

（※４）実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

③ 公務員等（※１）の職及び職務の遂行に係る情報（※２）（※３）

（※１）国家公務員法第２条第１項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第２条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

（※２）公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。

（※３）公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び

職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（情報公開申合せ（資料4）を参照のこと。）、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。また、独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

13-3-1-2 不開示情報（法人等に関する情報）

【法】第78条第1項第3号

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

趣 旨

(1) 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（※1）に関する情報（※2）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、不開示情報となる。

（※1）株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

（※2）法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利（※1）、競争上の地位（※2）その他正当な利益（※3）を害するおそれ（※4）があるもの

（※1）信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

（※2）法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

（※3）ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

（※4）「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- ② 行政機関等の要請（※１）を受けて（※２）、開示しない（※３）との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例（※４）として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること（※５）が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（※１）法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

（※２）行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

（※３）法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

（※４）法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

（※５）開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

13-3-1-3 不開示情報（審議、検討等に関する情報）

【法】第78条第1項第6号

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直

な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

趣 旨

(1) 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報（※2）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に（※3）損なわれるおそれ（※4）、不当に（※3）国民の間に混乱を生じさせるおそれ（※5）又は特定の者に不当に（※3）利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（※6）がある情報は、不開示情報となる。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

（※3）審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

（※4）開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

（※5）未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

（※6）尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

(2) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

13-3-1-4 不開示情報（事務又は事業に関する情報）

【法】第78条第1項第7号

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

趣 旨

(1) 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（※）があるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報となる。

（※）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例) 同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ① 地方公共団体の機関が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ② 地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ③ 監査（※1）、検査（※2）、取締り（※3）、試験（※4）又は租税の賦課若しくは徴収（※5）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ（※6）又は違

法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- (※1) 主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- (※2) 法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (※3) 行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (※4) 人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (※5) 租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (※6) 同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

④ 契約(※1)、交渉(※2)又は争訟(※3)に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(※4)

- (※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (※4) 地方公共団体が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示する

ことにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
(※)

(※) 例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(i)知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ii)試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ (※)

(※) 例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

- ⑦ 地方公共団体が経営する企業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

13-3-1-5 不開示情報 (任意提供情報)

【情報公開条例】第7条第7号

(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

趣 旨

- 1 第三者が、市の機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報その他公

にされないと第三者が信頼して提供した情報は、不開示情報となる。

- 2 不開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼の下に行われているため、このような情報を公にした場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから不開示となる情報としたものである。
- 3 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」には、実施機関（＝市の機関）の要請を受けずに第三者から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関（＝市の機関）の要請を受けずに第三者から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、当該第三者の側から公にしないとの条件が提示され、実施機関（＝市の機関）が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。
- 4 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関（＝市の機関）の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- 5 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関（＝市の機関）が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- 6 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、第三者の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- 7 「第三者における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該第三者の個別具体的な事情ではなく、当該第三者が属する業界、業種等における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもよいことだけでは足りない。
- 8 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮することとする趣旨である。
- 9 「その他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するもの」とは、公にしないとの条件が明示的になされていない場合であっても、公にされないと第三者が信頼して情報を提供する場合などがあり、そのような第三者の信頼が法的保護に値するものをいう。
- 10 任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものは、公開することとなる。

運 用

- 1 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該

情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には該当しない。

13-3-2 部分開示の可否

【法】第79条

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない。
 - ① 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合
 - ② 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合

- 2 不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

1 3 - 3 - 3 裁量的開示の判断

【法】第80条

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

趣 旨

- 1 法第78条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるとするものである。

1 3 - 3 - 4 存否応答拒否の適否

【法】第81条

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

趣 旨

- 1 保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。
なお、このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

13-4 開示決定等の通知

13-4-1 開示決定

【法】第82条第1項

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

【政令】第24条

第24条 法第82条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第82条第1項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

【法律等施行規則】第5条第1号

第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号

に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 8 2 条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第 4 号）

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を保有個人情報開示決定通知書（法律等施行規則第 5 条第 1 号に定める別記様式第 4 号）により通知する。当該書面には、このほか開示の実施に関して政令第 2 4 条に規定する事項についても記載する。

運 用

- 1 開示する保有個人情報の利用目的については、開示することとした保有個人情報が、行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるように、少なくとも個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的と同程度の具体的な記載とする。
- 2 開示請求者が求めることのできる開示の実施の方法については、当該保有個人情報の記録の状況等に応じて、閲覧、写しの交付や電磁的記録の提供等実施できる全ての方法について記載し、その中から開示請求者が希望する方法を選択することができるようにする。
- 3 事務所における開示を実施することができる日時及び場所については、いつ、どこで開示の実施が可能か記載する。
- 4 写しの送付による開示を実施する場合の準備日数及び送付費用については、写しを送付する場合に、当該写しを作成し、発送するまでのおおよその日数と送付費用を記載する。
- 5 開示請求に係る保有個人情報の一部について開示することを決定したときには、どの部分を不開示としたか記載するとともに、当該部分を不開示とした理由について記載する。不開示理由については、不開示とした部分ごとに、該当する不開示事由の全てについて記載する必要がある。
- 6 開示請求書に開示の実施の方法等に係る任意的記載事項が記載されているときは、上記 1 から 5 までに加え、記載された方法による開示の実施が可能か否かについても記載する。
- 7 開示決定通知書を送付する際には、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（法律等施行規則第 1 1 条に定める別記様式第 1 4 号）を同封する。

13-4-2 不開示決定

【法】第82条第2項

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第5条第2号

第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第5号）

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨を保有個人情報不開示決定通知書（法律等施行規則第5条第2号に定める別記様式第5号）により通知する。
- 2 開示請求に係る保有個人情報について全部を開示しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求め、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不開示理由は全て提示する。

運 用

- 1 不開示理由は、行政手続法第8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第78条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

① 不開示情報に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法第78条のどの規定に該当するかを記載する。

② 不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由（〇年〇月〇日に保存期間〇年が満了したので廃棄等）を具体的に記載する。

③ 開示請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定、手数料の納付等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

④ 存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、法第81条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第78条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

13-5 開示決定等の期限

13-5-1 開示決定等を行う期限

【法】第83条第1項

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。
ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

【法律施行条例】第7条

第7条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第18号）第7条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

趣 旨

1 開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から14日以内に、保有個人情報の全部又は一部を開示するか、保有個人情報の全部を開示しないかの決定を行わなければならない。

2 「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の支配領域に入った日をいう。

① 行政機関等に来所して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。

② 開示請求書を行政機関等に送付して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求書が事務所に配達された日が「開示請求があった日」となる。

3 民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。

なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（※）は算入されない。

（※）補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。

なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。

13-5-2 期限の延長

【法】第83条第2項

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第6条

第6条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第6号）によるものとする。

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができる。

運 用

- 1 期限を延長する場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（法律等施行規則第6条に定める別記様式第6号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から14日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされることが望ましい。
- 2 「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。

なお、併せて開示決定等の期限についても具体的な年月日を記載する。

- 3 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

したがって、延長の理由としては、例えば、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載する。

1 3 - 5 - 3 期限の特例

【法】第84条

第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この

場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【法律施行条例】第7条

第7条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第18号）第7条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

【法律等施行規則】第7条

第7条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第7号）によるものとする。

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から14日以内はもとより、法第83条第2項の規定に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても、当該期限内（44日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、法第84条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、44日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。

- 2 特例延長の規定を適用する場合には、開示請求者に対して、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（法律等施行規則第7条に定める別記様式第7号）により、特例延長の規定を適用する旨、その理由及び44日以内に開示決定等できないと考えられる残りの保有個人情報についての開示決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、開示請求があった日から14日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされなければならない。

運 用

- 1 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。
- 2 「この規定を適用する理由」としては、本条の適用要件が事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般人が理解し得る程度に示すことが必要である。
- 3 延長理由の開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるかどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。

1 3 - 5 - 4 期限についての留意点

- 1 開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、開示請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある。
- 2 また、特例延長の規定を適用する場合には、44日以内に開示決定等がされなかった部分について、開示決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

1 3 - 6 事案の移送

【法】第85条

第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【法律等施行規則】第8条

第8条 条例第2条第2項に規定する市の機関（第17条第1項において「市の機関」という。）は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等（法第63条に規定する行政機関の長等をいう。第17条第1項において同じ。）に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（別記様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の開示請求者に対する通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記様式第9号）によるものとする。

趣 旨

1 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。

2 事案の移送は、行政機関及び地方公共団体の機関の間や地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間においても行うことが可能である。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第31条）。

3 事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等において開示請求の対象となる保有個人情報を保有していることが前提となることから、当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、保有している他の行政機関等を教示するか、不存在又は存否応答拒否（法第81条）を理由とする不開示決定を行うことになる。

事案を移送するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

運 用

- 1 開示請求を受けた行政機関の長等は、少なくとも次の①から③までの場合には、移送に関する協議を行うものとする。

なお、このことは、①から③まで以外の場合における移送の協議を行うことを妨げるものではない。

また、移送に関する協議を行う際には、移送対象となっている保有個人情報の特定を確実に行った上で、移送先の機関において当該保有個人情報を保有しているか、開示・不開示の判断を行うことが可能か等について、移送先と十分に協議を行うことが必要である。

- ① 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合
- ② 開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものである場合
- ③ 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合

- 2 移送の協議先の窓口は、行政機関の場合には当該他の行政機関又はその長が法第126条の規定により権限又は事務を委任した当該行政機関の部局の個人情報保護担当課等、独立行政法人等の場合には当該独立行政法人等の個人情報保護担当課等とする。

地方公共団体の機関の場合には当該機関の個人情報保護を担当する課や請求の対象となっている情報と関係が深い担当課（例えば、請求の対象となっている情報の提供元など）、あるいは、地方公共団体における個人情報の取扱いを統括する課等が考えられる。

また、地方独立行政法人の場合には当該地方独立行政法人の個人情報保護担当課等とすることが考えられる。

- 3 移送先が地方公共団体の機関又は地方独立行政法人となる場合には、移送先における開示決定等を行う期限が30日より短い可能性もあるため、移送に関する協議は速やかに開始することが望ましい。

- 4 移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間（原則30日以内）に算入されることになるため、移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。

なお、移送に関する協議が整わない場合には、移送することはできず、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行う。

- 5 他の行政機関の長等に対して、事案を移送する場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称、請求者の氏名等を記載した保有個人情報開示請求事案移送書（法律等施行規則第8条第1項に定める別記様式第8号）に、必要な資料を添付して行

う。

なお、関係機関と協議の結果、複数の機関に事案を移送することとなる場合には、その旨を書面に記載する。

6 移送に関する協議が整い、他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、移送した行政機関の長等は、直ちに、開示請求者に対して、事案を移送した旨のほか、次に掲げる事項を保有個人情報開示請求事案移送通知書（法律等施行規則第8条第2項に定める別記様式第9号）により通知する。

① 移送先の行政機関の長等（連絡先を含む。）

② 移送年月日

③ 移送の理由

7 事案を移送した場合には、移送を受けた行政機関の長等において開示決定等を行うことになる。その際、移送した行政機関の長等は、開示の実施に必要な協力をすることとされており、また、移送前にした行為は移送を受けた行政機関の長等が行ったものとみなされる。このため、移送した行政機関の長等は、次のような協力を行う。

① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供

② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した行政機関等では開示請求書の写しを作成し保管）

③ 移送先の行政機関等が開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等を保有していない場合には、当該行政文書等の写しの提供又は原本の貸与

④ 閲覧する方法による開示の実施のための行政文書等の貸与又は閲覧場所の提供

8 移送を受けた行政機関の長等は、開示決定等を行ったときには、移送した行政機関の長等に対して、速やかに開示決定等の結果について連絡する。

9 開示決定等を行う期限を30日より短い日数としていることを一因として、移送を受けた時点で、開示決定等を行う期限まで時間的猶予がない場合も考えられるが、この場合であっても、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かを判断し、事務処理上の困難がある場合には、移送先において期限の延長を行うこととなる。

なお、移送がなされた場合の開示決定の期限は、移送元における期限の定めにと束縛されるものではなく、移送を受けた行政機関等における期限による。

13-7 第三者意見の聴取

【法】第86条

第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第9条

第9条 法第86条第1項の規定による第三者に関する情報が含まれているときに開示決定等をするに当たって第三者に対して行う通知は、意見照会書（別記様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による開示決定に先立って第三者に対して行う通知は、意見照会書（別記様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第12号）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対して行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第13号）によるものとする。

趣 旨

- 1 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が法第78条に規定する不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聞く必要があると認められる場合には、よりの確な開示決定等を行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 この場合の「第三者」とは、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）であるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。
- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために、次の①又は②の規定に基づき当該情報を開示しようとするときは、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合には、その必要はない。
 - ① 法第78条第1項第2号ロ又は同条第3号ただし書の規定（法第78条第1項第2号又は第3号の不開示情報を含んでいるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）
 - ② 法第80条の規定（法第78条の不開示情報を含んでいるが、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であると認められる情報）

運 用

- 1 必要的意見聴取については、当該第三者に対し、所定の事項を意見照会書（法律等施行規則第9条第2項に定める別記様式第11号）により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。保有個人情報の開示決定等に関する意見書（法律等施行規則第9条第3項に定める別記様式第12号）は、意見照会書に同封する。
- 2 任意的意見聴取については、通知を書面により行うことが法令上定められているわけではないが、意見照会を行ったことを明確にしておく観点から、通常は意見照会書（法律等施行規則第9条第1項に定める別記様式第10号）によることが望ましく、その場合は保有個人

情報の開示決定等に関する意見書（法律等施行規則第9条第3項に定める別記様式第12号）は、意見照会書に同封する。

3 第三者に通知する書面には、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、意見書の提出先等を記載する。このうち、「当該第三者に関する情報の内容」については、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しつつ、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する必要がある。

4 行政機関の長等は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出は提出期限を設けることとしている。

提出期限を設定するに当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。

通常、提出期限として1週間程度の期間を確保することが考えられるが、意見書の提出を短期間に行うことができないことについて合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、結果として14日以内に開示決定等を行うことができないこととなる場合には、法第83条第2項の規定に基づき期限の延長を行う。

5 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、法第86条の「第三者」に含まれていないため、開示請求に係る保有個人情報にこれらの情報が含まれている場合であっても、法86条の意見聴取手続の対象とはならない。

しかしながら、開示・不開示の判断を行うに当たって必要と判断する場合には、開示・不開示の判断を行うための調査の一環として、適宜、関係する国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して意見の照会や事実関係の確認を行うものとする。

6 開示決定をするに当たり、開示請求に係る保有個人情報に自己に関する情報が含まれている第三者に意見聴取を行い、当該第三者から反対意見書が提出されている場合には、開示決定後直ちに、当該第三者に対して反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（法律等施行規則第9条第4項に定める別記様式第13号）により、開示決定を行った旨、その理由及び開示実施日を通知しなければならない。

13-8 開示の実施

13-8-1 開示の実施方法

【法】第87条第1項及び第2項

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、

情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

【法律等施行規則】第10条

第10条 法第87条第1項の規定による保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 音声データ又は映像データ（写真等を標示する画像データを除く。） 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取又は視聴
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法
 - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。第12条第1項第3号において同じ。）に複写したものの交付
 - ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

趣 旨

- 1 保有個人情報の開示については、開示請求に係る保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法により行う。
- 2 文書又は図画の閲覧については、原則として、当該文書又は図画の原本を閲覧させることとされているが、原本の閲覧により保存に支障を生じるおそれがあると認められるときには、当該文書又は図画の写しを作成し、当該写しを閲覧に供することができる。
- 3 電磁的記録についての開示の方法については、電磁的記録の種類や情報化の進展状況等に応じて各行政機関等が定めるとともに、当該定めを一般の閲覧に供しなければならない
- 4 「保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、保有個人情報が記録された文書又は図画の形態又は形状から保有個人情報が

記録された文書又は図画が破損され、又は汚損されるおそれがあるときなどをいう。

- 5 「その他正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報の開示を、当該保有個人情報記録された文書又は図画の一部により行う必要があるときなど、行政機関の長等（＝市の機関）が相当と認めるときをいう。
- 6 保有個人情報の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開示の実施の方法ごとに適切に行う必要がある。また、開示の実施を受ける者にとって、部分開示（部分不開示）の範囲や量が明確になるように開示を実施する必要もある。

運 用

- 1 保有個人情報の開示は、保有個人情報記録されている行政文書等の種類に応じ、下表のとおりとなる。

【表 開示の実施方法】

1	文書又は図画	閲覧又は写しの交付
2	音声データ又は映像データ（写真等を標示する画像データを除く。）	聴取又は視聴
3	上記2以外の電磁的記録	次のいずれかの方法 ・用紙に出力したものの閲覧又は交付 ・光ディスクに複製したものの交付 ・その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

- 2 文書又は図画の閲覧は、当該文書又は図画の原本又はその写しを閲覧に供することにより行う。
- 3 文書又は図画の写しの交付は、複写機により当該文書又は図画の写しを作成し、交付する。
- 4 写しの作成は、保有個人情報記録された文書又は図画の原寸により行う。ただし、原寸が日本産業規格B 5判より小さいときは、原寸のままA 4判の用紙に合成して、1枚の写しを作成することができる。
- 5 開示請求者から申出があった場合で、複写作業に著しい支障を来さないと市の機関が認めるときは、日本産業規格B 5判、A 4判、B 4判又はA 3判のいずれかの規格に縮小又は拡大をすることにより写しを作成し、交付することができる。ただし、複数ページの保有個人情報記録された文書又は図画を合成して、1枚の写しを作成することはしない。
- 6 開示請求者から申出があったときは、用紙の両面に写しを作成し、交付することができる。
- 7 音声データ又は映像データ（写真等を標示する画像データを除く。）は、電子計算機その他の専用機器の通常の方法により再生したものを聴取又は視聴に供することにより行う。
- 8 電磁的記録（音声データ又は映像データを除く。）について、画面のハードコピー（画面

に表示されている状態を、そのまま印刷する機能を用いて出力したものをいう。)による閲覧は行わない。

9 保有個人情報記録された行政文書等の種類に応じた部分開示の実施方法は、次のとおりである。

① 文書又は図画

文書又は図画に記録された保有個人情報について部分開示を行う場合には、例えば、原本の不開示部分を被覆シール等で覆う方法により閲覧に供することも考えられるが、不開示部分が明らかにならないようにするため、原本のコピーに黒塗りを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供することが確実な方法と考えられる。また、写しの交付についても、閲覧の場合と同様の作業を行った上で交付する。

なお、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、不開示情報を除去し、除去した部分を詰めた形で当該文書のコピーを作成することは、適当ではない。

② 電磁的記録

電磁的記録に記録された保有個人情報について、用紙に出力したものを閲覧により部分開示する場合には、上記①の「文書又は図画」と同様の方法により行う。

1 0 不開示情報を含む行政文書等を電子的に開示する際の墨塗り処理の方法については、事務対応ガイド 6-1-8-1(3)を参照のこと。

1 1 保有個人情報記録された行政文書等の開示を受ける者が、当該行政文書等を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書等の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。

1 2 開示の実施、開示の実施方法等の種類に応じて次のとおり行う。

① 事務所における開示

事務所において、閲覧等により保有個人情報の開示を行う場合には、開示決定通知書を持参した当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人に対して行う。開示決定通知書を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。

② 写しの送付による開示

保有個人情報記録された行政文書等の写しを開示請求者に送付する場合には、開示請求書に記載されている住所又は居所宛てに送付する。

1 3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって開示請求を行うことができるが、開示の実施を受ける前にその資格を喪失したときには、開示の実施を受けることができない。このため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示の実施を行う場合には、提示又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどに

より、法定代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

任意代理人に対して開示の実施を行う場合にも、本人に対して任意代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

- 1 4 法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、開示決定に基づき保有個人情報の開示を実施する場合には、同一の行政文書等に記載されている開示決定に基づく保有個人情報でない部分については開示しなくてもよい。

この場合、開示決定に基づく保有個人情報でない部分については、必要に応じ被覆や黒塗り等を行うことになる。

- 1 5 開示請求に係る保有個人情報について、他の法令において開示の制度が定められており、その実施方法が法第 8 7 条第 1 項本文に規定する方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる
- 1 6 特定個人情報については、法第 8 8 条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わない。

1 3 - 8 - 2 開示の実施方法等申出書の確認

【法】第 8 7 条第 3 項及び第 4 項

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 8 2 条第 1 項に規定する通知があった日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【政令】第 2 6 条

第 2 6 条 法第 8 7 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 第 2 4 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の法第 8 2 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 2 3 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 8 7 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

- 3 法第 8 7 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつて

は、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

【法律等施行規則】第11条

第11条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第14号）によるものとする。

趣 旨

- 1 開示決定に基づき開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として30日以内に、求める開示の実施の方法等を保有個人情報の開示の実施方法等申出書（法律等施行規則第11条に定める別記様式第14号）により申し出ることになる。

運 用

- 1 実施方法等申出書についての主な確認事項は、次のとおりである。
 - (1) 求める開示の実施の方法
求める開示の実施の方法は、開示決定通知書で提示した方法のうちから選択するものであるため、この点を確認する。開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出をした開示請求の本人、法定代理人又は任意代理人（以下「申出人」という。）に連絡を取り、開示の実施の方法を確定する。また、開示決定に係る保有個人情報について部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めている場合には、それぞれ求める部分が明確になっているかについて確認する。
 - (2) 開示の実施を求める部分の特定
開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求めている場合で、「○○に関連する部分」などのように開示の実施を求める部分が不明確な記載となっているときには、申出人に対して、開示の実施を求める部分を明確にするよう求める。
 - (3) 開示の実施を希望する日

事務所（市庁舎等）における開示の実施を希望する日については、開示決定通知書で提示した日のうちから選択するものであるため、これを確認する。選択した日が複数ある場合や提示した日以外の日を記載している場合には、申出人に連絡を取り、実施日を確定する。

(4) 写しの送付の希望日

写しの送付を求める旨が記載されている場合には、送付に要する費用として開示決定通知書に記載された額が納付されているか（当該額の郵便切手が添付されているかなど）を確認する。

(5) 開示の実施の方法等の申出

開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として30日以内に開示の実施の方法等を書面により行政機関等に申し出ることになる。この場合の30日とは、開示を受ける者が行政機関等の発出した開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、当該申出書を投かん等すれば足りる。

行政機関等が郵送により開示決定通知書を発出する場合には、一般的に当該通知があったことを知り得る状態になるのは、日本国内であれば、開示決定通知書の発出からおおよそ2ないし3日後と考えられることから、その日が「通知があった日」に当たるものと考えられる。

なお、30日の申請期間内に申出をすることができなかつたことについて、災害や病氣療養中等の正当な理由がある場合には、30日経過後であっても申し出ることができる。このため、30日経過後の申出があった場合には、期間内に申出ができなかつたことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは開示をする。

13-8-3 開示請求書に開示の実施方法等が記載されている場合の取扱い

開示請求者は、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施の方法等について記載することができる。開示請求書にこれらの事項が記載されている場合には、当該記載のとおり
に開示を実施することができるか否かにより、【表2】（開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い）のような取扱いを行う。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は当該方法を変更しないのであれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要がない。この場合、行政機関等は、開示決定通知書が開示請求者に到達してから開示請求者が実施方法について改めて検討を行うために必要な合理的期間が経過した後に、写しの送付等の開示の実施を行う。

【表 開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い】

開示請求書に記載された開示の実施方法等への対応可能性		行政機関等及び開示請求者の対応等	
開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができる場合	事務所における開示の実施を求める場合	希望する日に開示を実施することができる場合	【開示決定通知書】 ・希望する方法による開示を実施することができる旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・実施方法、希望日を変更しない場合には、提出不要
		希望する日に開示を実施することができない場合	【開示決定通知書】 ・希望する日に開示を実施することができない旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・提出必要
	写しの送付の方法による開示の実施を求める場合	【開示決定通知書】 ・希望する方法による開示を実施することができる旨記載（準備日数、送付費用を含む。） 【開示の実施方法等申出書】 ・実施方法を変更しない場合には、提出不要	
開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができない場合		【開示決定通知書】 ・希望する方法等による開示を実施することができない旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・提出必要	

13-9 手数料等

【法】第89条第2項

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

【法律施行条例】第8条

第8条 法89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。個人情報の保護に関する法律施行令

(平成15年政令第507号)第28条第4項の規定による写しの送付に要する費用についても、同様とする。

【法律等施行規則】第12条

第12条 条例第8条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(1枚の用紙の両面に複写し、又は出力する場合は、2枚として換算した額)とする。

- (1) 日本産業規格B列5番(これ以下の規格を含む。)からA列3番までの用紙を用いる場合 単色にあっては1枚につき10円、カラーにあっては1枚につき20円
- (2) 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いる場合 日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額
- (3) 光ディスクにより複写する場合 光ディスク1枚につき100円
- (4) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、納入通知書により納付しなければならない。

3 条例第8条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額の費用とする。

4 前項に定める写しの送付に要する費用の納付について、令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書又は郵便切手で納付する方法とする。

趣 旨

- 1 法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより手数料を納めることとなっているが、小平市では法律施行条例により手数料を無料としている。
- 2 保有個人情報の写しの交付を行う場合は、その作成及び送付に要する費用については、開示請求者の負担とする。

運 用

1 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたときの写しの作成に要する費用は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した費用とする。

例えば、開示する保有個人情報に日本産業規格A列1番の用紙で片面5枚ある場合には、日本産業規格A列1番は、日本産業規格A列3番の4枚分に相当するため、単色の写しの交付にあつては、写しの作成に要する費用は次のようになる。

$$5 \text{ 枚} \times 4 \times 10 \text{ 円} = 200 \text{ 円}$$

2 郵送により写しの交付を行う場合には、開示決定通知書に写しの作成に要する費用の額及び写しの送付に要する費用に相当する額を記載した納入通知書を添えて開示請求者に送付し、当該開示請求者から当該費用の納入に係る領収書（写しの送付に要する費用に相当する額を郵便切手で納付する場合にあつては、領収書及び切手）の送付を受けた後、当該写し及び領収書を送付するものとする。

第14 訂正

14-1 訂正請求

【法】第90条第1項及び第2項

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

趣 旨

1 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている。

2 行政機関等に対する訂正請求には、開示請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、

②訂正請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

訂正請求書が提出された場合、行政機関等は、①訂正請求書の内容の確認、②訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認を行うとともに、必要に応じて③訂正請求書の補正及び④事案の移送等の手続を行う。

1 4 - 2 訂正請求の手続

1 4 - 2 - 1 訂正請求書の内容の確認

【法】第90条第3項

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【法】第91条第1項

第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

【法律施行条例】第9条

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【法律等施行規則】第13条

第13条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求の年月日
- (2) 訂正請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第

15号)とする。

- 3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

運 用

- 1 行政機関等において、保有個人情報訂正請求書（法律等施行規則第13条第2項に定める別記様式第15号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。これらの事項を確認する際には、開示請求書の内容の確認と同様の点に留意して行う必要がある。

なお、以下の(1)から(3)までの要件を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第65条（正確性の確保）の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。
 - (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。
 - (3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
 - (4) 訂正請求の宛先が正しいかどうか。
 - (5) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
 - (6) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。
 - (7) その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。
- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。

訂正請求者が訂正を求める保有個人情報について、①法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報、②法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたもの、のいずれかに該当するものであるか否かについて、訂正請求書に記載されている「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」等を基に確認する。

法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに、何らかの方法により入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合には、まず、法の規定による開示決定を受ける必要があること及び法の規定による開示請求手続等について教示す

るなど適切な情報提供を行う。

なお、開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第93条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

- (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行うことを要する。このため、訂正請求書に記載されている「保有個人情報の開示を受けた日」を基に保有個人情報の開示を受けた日を確認する。

期間の計算は、開示決定等の場合と同様に、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。

「開示を受けた日」とは、事務所における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。

請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第93条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

- (3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合には、当該手続による。この場合には、訂正請求者に対して他の法令の規定に基づく訂正手続について教示するなど情報提供を行う。

- (4) 訂正請求の宛先が正しいかどうか。

宛先間違いの訂正請求については、開示請求と同様の処理を行う（13-2-1（開示請求書の内容）を参照のこと）。

- (5) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

訂正請求の対象は、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、訂正請求書に「保有個人情報の開示を受けた日」が記載されている場合には、この記載を基に、行政機関等が管理する開示請求手続の関係書類等と照合することにより訂正請求に係る保有個人情報を特定することが可能である。

訂正請求者が開示を受けた日を失念している場合には、訂正請求を受けた行政機関等において訂正請求者が訂正を求める特定の保有個人情報を識別することができる程度に、開示請求や開示決定等のおおよその時期、開示を受けた保有個人情報の内容等が訂正請求書に記載されている必要がある。これらの記載がない場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める。行政機関等において、訂正請求者が訂正を求める保有個人情報を特定することができる場合であっても、それが法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、訂正請求の対象とならない。

- (6) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

訂正請求の趣旨の記載については、「〇〇を△△に訂正せよ。」「〇〇を削除せよ。」な

どのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのが明確となっているか確認する。単に、「〇〇を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。

訂正請求の理由の記載については、当該訂正請求を受けた行政機関等が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。これらの記載が不十分な場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。

(7) その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。

1 3 - 2 - 1（開示請求書の内容）を参照のこと。

(8) その他確認に当たって留意すべき事項

1 3 - 2 - 1（開示請求書の内容）を参照のこと。

1 4 - 2 - 2 本人確認

【法】第91条第2項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

【政令】第29条

第29条 第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

運 用

1 開示請求の場合と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資

格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない。

他方で、後記のとおり、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

1 4 - 2 - 3 訂正請求書の補正

【法】第91条第3項

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

趣 旨

1 開示請求の場合と同様に、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合には、訂正請求書の補正を求めることができる。

なお、形式上の不備とは、法第91条第1項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報に法第90条第1項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第3項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。

1 4 - 3 訂正・不訂正の審査

【法】第92条

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

運 用

1 訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のと

おり、保有個人情報の訂正をするか、保有個人情報の訂正をしないかの決定を行う。

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

- ① 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
- ② 行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。
- ③ 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、行政機関等において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

(2) 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

1 4 - 4 訂正決定等の通知

1 4 - 4 - 1 訂正決定

【法】第93条第1項

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第14条第1号

第14条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定
保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第16号）

趣 旨

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正することを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を保有個人情報訂正決定通知書（法律等施行規則第14条第1号に定める別記様式第16号）により通知する。

運 用

- 1 訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。
- 2 訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には10か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの5か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

14-4-2 不訂正決定

【法】第93条第2項

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第14条第2号

第14条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記様式第17号）

趣 旨

- 1 訂正請求に理由があるとは認められない又は訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える

として、訂正しないことを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を保有個人情報訂正をしない旨の決定通知書（法律等施行規則第14条第2号に定める別記様式第17号）により通知する。

運 用

- 1 訂正請求に係る保有個人情報について訂正しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた訂正請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは訂正請求の内容を変更して再度訂正請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不訂正理由は全て提示する。
- 2 不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。
 - ① 訂正請求に理由があると認められない場合
行政機関等として事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。
なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。
 - ② 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合
訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。
 - ③ 訂正請求書に形式上の不備がある場合
形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。
 - ④ 訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合又は同条第3項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合
法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から90日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

1 4 - 5 訂正決定等の期限

1 4 - 5 - 1 訂正決定等を行う期限

【法】第94条第1項

第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

趣 旨

- 1 訂正請求を受けた行政機関の長等は、法第94条第1項の規定に基づき、原則として、訂正請求があった日から30日以内に、保有個人情報の訂正をするか、保有個人情報の訂正をしないかの決定を行わなければならない。

1 4 - 5 - 2 期限の延長

【法】第94条第2項

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第15条

第15条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第18号）によるものとする。

趣 旨

- 1 訂正請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に訂正決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができる。期限を延長する場合には、訂正請求者に対して、遅滞なく、保有個人情報訂

正決定等期限延長通知書（法律等施行規則第15条に定める別記様式第18号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

- 2 「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要する場合等が想定される。

14-5-3 期限の特例

【法】第95条

第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【法律等施行規則】第16条

第16条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第19号）によるものとする。

趣 旨

- 1 訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から30日以内はもとより、法第94条第2項の規定に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても当該期限内（60日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合には、法第95条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。
- 2 特例規定を適用する場合には、訂正請求者に対して、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（法律等施行規則第16条に定める別記様式第19号）により、特例規定を適用する旨、その理由及び訂正決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、訂正請求があった日から30日以内に訂正請求者になされなければならない。

14-6 事案の移送

【法】第96条

第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【法律等施行規則】第17条

第17条 市の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記様式第20号）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第21号）によるものとする。

趣 旨

1 訂正請求に係る保有個人情報が、他の行政機関等に移送され、当該移送先において開示の実施を行ったものである場合など他の行政機関等において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、法第96条第1項の規定により、事案を移送することができる。

事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（法律等施行規則第17条第1項に定める別記様式第20号）を交付するとともに、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（法律等施行規則第17条第2項に定める別記様式第21号）により事案を移送した旨を通知する。

- 2 開示請求に係る保有個人情報番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない。

運 用

- 1 開示請求の場合と異なり、移送先において訂正決定を行った場合には、移送した行政機関等において訂正の実施を行う。

14-7 保有個人情報の提供先への通知

【法】第97条

第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【法律等施行規則】第18条

第18条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（別記様式第22号）によるものとする。

趣 旨

- 1 訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると判断されるときには、提供先に対して、訂正を行った旨を提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（法律等施行規則第18条に定める別記様式第22号）により通知する。
- 2 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報について訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、当該記録と同一の記録を保有する者である内閣総理大臣（※1）及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（※2）に通知する（※3）ものとしている。

（※1）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合は除く。

（※2）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合に限る。

(※3) 情報照会者、情報提供者、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者のうち訂正を実施した自己（行政機関の長等）については、通知の対象外。

第15 利用停止

15-1 利用停止請求

【法】第98条第1項及び第2項

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

趣 旨

1 何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求が認められている。

2 行政機関等に対する利用停止請求には、開示請求及び訂正請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、②利用停止請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

利用停止請求書が提出された場合、行政機関等は、①利用停止請求書の内容の確認、②利

用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認を行うとともに、必要に応じて、③利用停止請求書の補正等の手続を行う。

- 3 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については利用停止請求ができない。

15-2 利用停止請求の手続

15-2-1 利用停止請求書の内容の確認

【法】第98条第3項

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

【法】第99条第1項

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

【法律施行条例】第10条

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【法律等施行規則】第19条

第19条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求の年月日
- (2) 利用停止請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

- 2 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別

記様式第23号)とする。

- 3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報に法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

趣 旨

- 1 行政機関等において、保有個人情報利用停止請求書（法律等施行規則第19条第2項に定める別記様式第23号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。

なお、以下の(1)から(4)までの要件を満たしていない利用停止請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第61条（個人情報の保有の制限等）、第69条（利用及び提供の制限）等の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。
- (2) 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の利用停止請求であるかどうか。
- (4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
- (5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。
- (6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
- (7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。
- (8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。

- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

14-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと。

- (2) 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は

不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。

利用停止請求者が利用停止を求める保有個人情報以下の①から⑤までのいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているか否かについて、利用停止請求書に記載されている「利用停止請求の趣旨及び理由」を基に確認する。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている
- ③ 偽りその他不正の手段により取得されている
- ④ 所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的に利用又は提供されている
- ⑤ 所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている

なお、特定個人情報（※）については、

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている
- ③ 偽りその他不正の手段により取得されている
- ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されている（独立行政法人等においては番号法第9条第5項の規定に基づく場合を除く）
- ⑤ 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又は第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている、
- ⑥ 番号法第19条の規定に違反して提供されている

ときは、利用停止請求をすることができる（番号法第30条）。

（※）番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている（番号法第31条）。

- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の利用停止請求であるかどうか。

14-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと。

- (4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

14-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと。

- (5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。

14-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと。

(6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

1 4 - 2 - 1 (訂正請求書の内容の確認) を参照のこと。

(7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

利用停止請求の趣旨の記載については、「○○の利用を停止せよ。」「○○を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置(利用の停止、消去又は提供の停止)を求めるのかが明確となっているか確認する。

特に、開示を受けた保有個人情報の一部について利用停止を求める場合や部分ごとに異なる措置を求める場合には、注意する必要がある。

当該保有個人情報が、行政機関等により適法に取得されたものでなく、かつ、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることを理由として保有個人情報の消去及び提供の停止を同時に求めることも可能である。

なお、例えば、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができるが、保有個人情報の消去を求めることはできない。そのような請求があった場合には、利用停止請求者に対して補正を求める。また、当該提供を受けた提供先に対して保有個人情報又は保有個人データが適法に取得されたものではないことを理由として当該保有個人情報又は保有個人データの消去及び利用の停止を求めることが可能であると考えられる場合には、その旨を教示する。

利用停止請求の理由の記載については、当該請求を受けた行政機関等が事実関係を確認するために必要な調査を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

(8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。

1 3 - 2 - 1 (開示請求書の内容) を参照のこと。

(9) その他確認に当たって留意すべき事項

1 3 - 2 - 1 (開示請求書の内容) を参照のこと。

1 5 - 2 - 2 本人確認

【法】第99条第2項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

運 用

1 開示請求及び訂正請求の場合と同様に、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する。

なお、法定代理人又は任意代理人は、訂正請求の場合と同様に、利用停止請求の時点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない。

他方で、後記のとおり、利用停止請求後、利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

1 5 - 2 - 3 利用停止請求書の補正

【法】第99条第3項

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

趣 旨

1 4 - 2 - 3（訂正請求書の補正）を参照のこと。

1 5 - 3 利用停止・不利用停止の審査

【法】第100条

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、こ

の限りでない。

趣 旨

1 利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、保有個人情報の利用停止をするか、保有個人情報の利用停止をしないかの判断を行う。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

- ① 行政機関等による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
- ② 行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない。

15-4 利用停止決定等の通知

15-4-1 利用停止決定

【法】第101条第1項

第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第20条第1号

第20条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第24号）

趣 旨

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を保有個人情報利用停止決定通知書（法律等施行規則第20条第1号に定める別記様式第24号）により通知する。

運 用

- 1 利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。
- 2 利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には10か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの5か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。

15-4-2 不利用停止決定

【法】第101条第2項

- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第20条第2号

第20条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記様式第25号）

趣 旨

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるとは認められない又は法第100条ただし書に該当するとして利用停止をしないことを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（法律等施行規則第20条第2号に定める別記様式第25号）により通知する。

運 用

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた利用停止請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは利用停止請求の内容を変更して再度利用停止請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不利用停止理由は全て提示する。
- 2 不利用停止理由は、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。

15-5 利用停止決定等の期限

15-5-1 利用停止決定等を行う期限

【法】第102条第1項

第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

趣 旨

1 4 - 5 - 1 (訂正決定等を行う期限) を参照のこと。

1 5 - 5 - 2 期限の延長

【法】第102条第2項

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【法律等施行規則】第21条

第21条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第26号）によるものとする。

趣 旨

1 4 - 5 - 2 (期限の延長) を参照のこと。期限を延長する場合には、利用停止請求者に対して、遅滞なく、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（法律等施行規則第21条に定める別記様式第26号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

1 5 - 5 - 3 期限の特例

【法】第103条

第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者

に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【法律等施行規則】第22条

第22条 条例第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第27号）によるものとする。

趣 旨

14-5-3（期限の特例）を参照のこと。特例規定を適用する場合には、利用停止請求者に対して、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（法律等施行規則第22条に定める別記様式第27号）により、特例規定を適用する旨、その理由及び利用停止決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、利用停止請求があった日から30日以内に訂正請求者になされなければならない。

第6章 審査請求

第16 審査請求対応

16-1 審査請求

【行政不服審査法】第4条

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- (1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- (2)から(4)まで（略）

趣 旨

- 1 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、処分行政庁に対して、審査請求をすることができる。
- 2 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者は、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、審査請求をすべき行政庁に対して、当該不作為についての審査請求をすることができる。ここで「相当の期間」とは、行政不服審査法においては、社会通念上処理するのに必要とされる期間を意味するとされており、法においても、処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいうとされていることに留意する必要がある。

なお、決定を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下される。また、期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に決定がされなかった部分について、決定がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

16-2 開示決定に反対する第三者からの審査請求

趣 旨

- 1 開示決定に反対する第三者から審査請求があった場合、一般的には、行政機関の長等は、当該第三者の申立てにより又は職権で、開示の実施を停止（執行停止）することが必要になる。

なお、執行停止した場合には、当該第三者及び開示請求者に対してその旨を通知することが適当である。

16-3 行政不服審査法の適用除外

【法】第106条

第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

趣 旨

- 1 地方公共団体の機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、令和3年改正法の施行前における地方公共団体における一般的な運用を考慮した上で、審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととした上で、審査庁における審理手続を行うこととしている。

- 2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、審理員の指名（行政不服審査法第9条第1項から第3項）、審理員となるべき者の名簿（同法第17条）、審理員による執行停止の意見書の提出（同法第40条）、審理員意見書（同法第42条）、行政不

服審査会等への諮問（同法第2章第4節）及び裁決書への審理員意見書の添付（同法第50条第2項）の適用を除外し、審理員による審議手続を設けないこととともに、審理手続に関連する条項の読み替え規定を設けている。地方公共団体の機関にあつては、審査庁において審理手続を終結した際は、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関への諮問を行う。

運 用

- 1 審査庁は、審査請求を受けたときは、審査請求書の記載事項について確認を行い、補正を要する場合には、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。補正命令に従って指定の期間内に補正された場合、当初から適法な審査請求があったものとして取り扱う。
なお、補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで審査請求を却下した場合、当該裁決は違法なものとなる。
- 2 審査請求が適法なものである場合、処分庁は開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等が妥当であるかどうか再検討を行う。
- 3 審査庁は、処分庁による弁明書の作成、審査請求人に対する弁明書の送付等の審理手続を行う。

16-4 小平市行政不服審査会への諮問

【法】第105条

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、**情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）**に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をす

ることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

【法律施行条例】第11条

第11条 市の機関が法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の附属機関は、小平市行政不服審査会条例（平成28年条例第4号）第1条に規定する小平市行政不服審査会（以下この条において「審査会」という。）とする。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した市の機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用決定等に係る保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された地方公共団体等行政文書の開示を求められない。

3 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【法律等施行規則】第23条

第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（別記様式第28号）によるものとする。

趣 旨

- 1 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、小平市行政不服審査会に対して諮問する。
- 2 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、①開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間（処分があったことを知った日から3か月以内又は処分があった日から1年以内の経過後にされた場合又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求が当該不作為に係る開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求から相当の期間が経過しないでされたものである場合、②審査請求をすべき行政庁を誤った場合（※）、③審査請求人適格のない者からの審査請求である場合、④存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求である場合、⑤審査請求書の記載の不備について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため形式的不備がある審査請求となっている場合等が該当する

（※）処分庁が請求者に審査請求をすべき行政庁を誤って教示した場合、行政不服審査法第22条第1項の規定により、教示された行政庁に審査請求されたとき、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないこととされているため、却下とならない。また、請求者が処分庁名を誤って審査請求書に記載した場合、一般的に補正を求めることができるため、直ちに却下する場合には該当しない。
- 3 諮問をした行政機関の長等は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を諮問通知書（法律等施行規則第23条に定める別記様式第28号）により、通知しなければならない。
- 4 諮問通知書は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者以外の者が審査請求を提起し

ている場合、これらの者に対しても審査会に諮問した旨を通知しなければならない。また、開示決定等について反対意見を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問した旨を通知しなければならない。

第7章 その他

第17 雑則

17-1 適用除外等

【法】第124条

第124条 第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

趣 旨

1 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節の規定は適用しない。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。

【法第5章第4節の規定の適用が除外される場合の例】

事例) 雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人

に開示請求させる場合

【法第5章第4節の規定の適用が除外されない場合の例】

事例) 拘置所に収容されている者について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として診療を受けた場合において、当該診療に関する情報を開示請求する場合

- 2 刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物」について、法の適用除外としている。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記載されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨を明記している。
- 3 行政機関等において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第5章第4節第4款（審査請求）を除く同章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない。これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第5章第4節の規定が適用される。

17-2 開示請求等をしようとする者への情報提供等

【法】第127条

第127条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

趣 旨

- 1 行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うこと

ができるように、適切な措置を講じなければならない。

運 用

- 1 個人情報保護制度に関する相談窓口は、総務部総務課とする。主な相談への対応や案内は次のとおりである。
 - ① 個人情報保護制度全般に係る相談への対応、案内
 - ② 個人情報の特定に資する情報の提供等
 - ③ 他の機関の個人情報保護窓口の紹介等
- 2 開示請求等の受付は、保有個人情報を保有している課において行う。

17-3 苦情処理

【法】第128条

第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

趣 旨

- 1 行政機関等に対しては、個人情報等の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられるため努力義務としている。

また、行政機関等にとっても、国民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における個人情報の取扱いに関する国民等からの信頼を確保するために重要である。このような苦情の多くは、各行政機関等における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該行政機関の長等の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である。

17-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

【法】第129条

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策

を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

【法律施行条例】第12条

第12条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改廃しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき

趣 旨

- 1 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問することができる。
- 2 「特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
- 3 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものであることから、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

17-5 運用状況の報告等

【法律施行条例】第13条

第13条 市長は、毎年1回、市の機関の個人情報保護制度の運用情報を取りまとめ、

公表しなければならない。

2 市長は、審議会に対し、前項の運用状況の内容を報告するものとする。

趣 旨

1 市の個人情報保護制度の運用状況を明らかにして透明性を高めることによって、個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、公表する。

運 用

- 1 公表する事項としては、保有個人情報取扱事務の件数、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求件数、請求に対する開示等、訂正等及び利用停止等件数、審査請求件数などであり、市報に掲載すること等によって公表するものとする。
- 2 公表に当たっては、審議会及び審査会に報告を行う。

小平市個人情報保護制度事務の手引

令和5年4月発行

発行 小平市総務部総務課

東京都小平市小川町2丁目1, 333番地

電 話 042-346-9580

F A X 042-346-9513

